



講演の様子

6月28日、東京第一ホテル鶴岡で行われた総会では、平成28年度の事業報告と決算報告、平成29年度の事業計画及び予算について協議され、代議員全員の賛成により承認されました。また、総会終了後は東京農工大学農学部長・教授の千葉一裕氏から講演をしていただきました。

なお、このたび山形県認定農業者協議会が設立されることになり、初代の会長に本市認定農業者会議会長の五十嵐一雄氏（民田）が選出されました。

平成29年度鶴岡市認定農業者  
会議総会が開催されました

## 農地を農地以外の地目にするときは、必ず許可を受けましょう

自分の所有する農地に、住宅等の建物を建てる場合や、駐車場など農地以外の用地に転換する場合（転用といいます。）、または転用のために権利の移動（売買、貸借等）を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けずに農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用事業を行っていない場合には農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令ができることとされています。違反の場合には、懲罰または罰金という罰則の適用もありますので、農地転用を行う際は必ず許可を受けるようにしましょう。

### こんなときも許可が必要です!

農道や林道、建物の工事に伴い、「一時的」に農地を工事用の駐車場、資材置場などに利用する場合も、転用の扱いとなり、農地法の許可が必要となります。

農地は、地域の財産です。適正にかつ有効に活用しましょう。

## 『アグリランドバンク(新規就農者支援型)』が 新規就農者の農地の確保をサポートします。

- 対象者は、親元就農者を除く認定新規就農者(※)です。  
(※認定新規就農者とは、営農計画を作成し市の認定を受けた新規就農者です。)
- 事前に、支援農業者（協力農業者）との面談が必要です。話がまとまれば、農地の貸付けへと手続きを進めていきます。

この事業に協力をいただいている支援農業者です。

(農地の貸付けに協力してくださる農業者・7月末現在、敬称略)

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| ■(有)鶴岡協同ファーム（鶴岡・民田）     | ■(株)アシスト（鶴岡・本田）    |
| ■(有)田和楽（藤島・小中島）         | ■ 上新田農事組合法人（藤島・長沼） |
| ■ 井上農場 代表・井上 馨（藤島・渡前）   | ■(株)ハグロファーム（羽黒・川代） |
| ■(農)あさひの輝き・まんてん（朝日・東岩本） |                    |
| ■(株)あつみ農地保全組合（温海・湯温海）   |                    |

詳しくは事務局へお問い合わせください。（ホームページでも公開しています。）